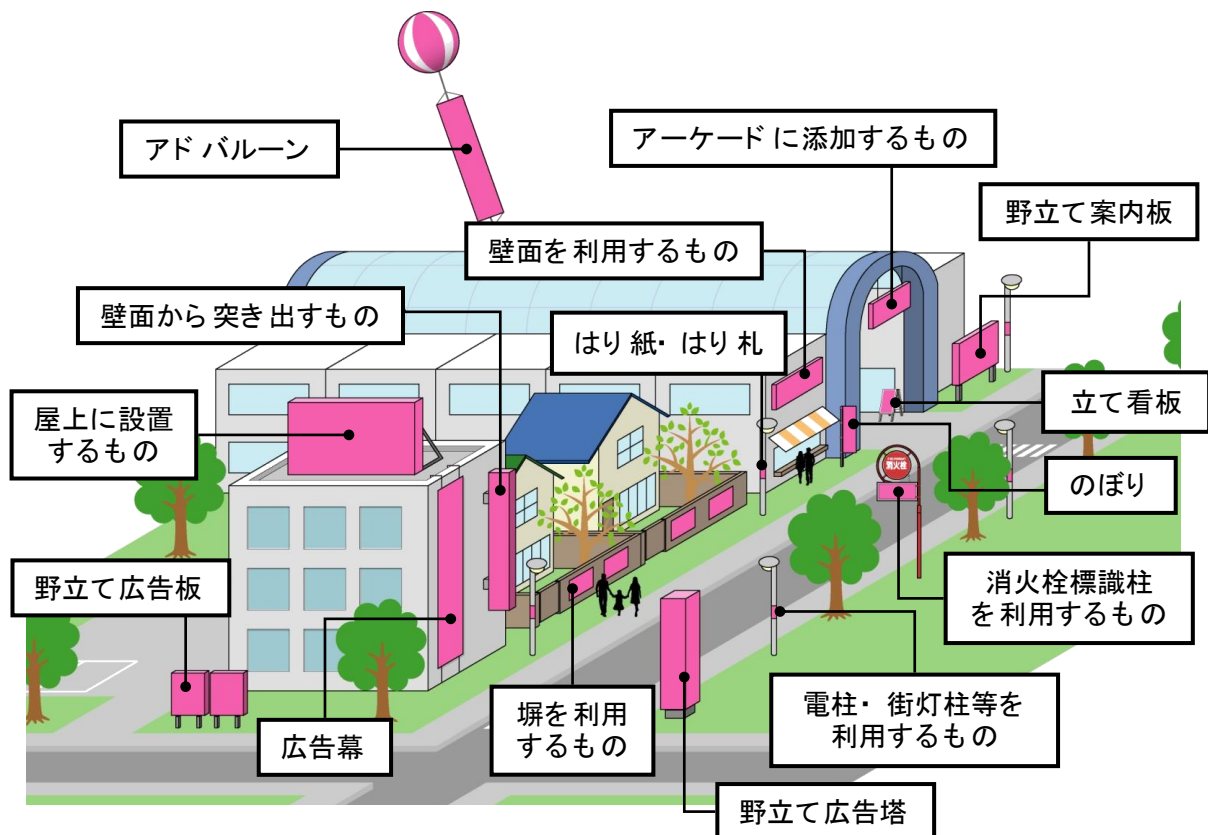


第1章 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

御殿場市では屋外広告物の安全性を確保するとともに、良好な景観を形成し、風致を維持するため、屋外広告物を表示する場所や方法について、これまで「静岡県屋外広告物条例」に基づいて規制を行ってきました。御殿場市らしさを形成していくために、市独自の「御殿場市総合景観条例」を制定し、今後はこの条例に基づいて規制を行っていきます。

1-1 屋外広告物とは

屋外広告物とは、観光施設の案内やお店の広告等、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるものおよびこれらに類するものをいいます。



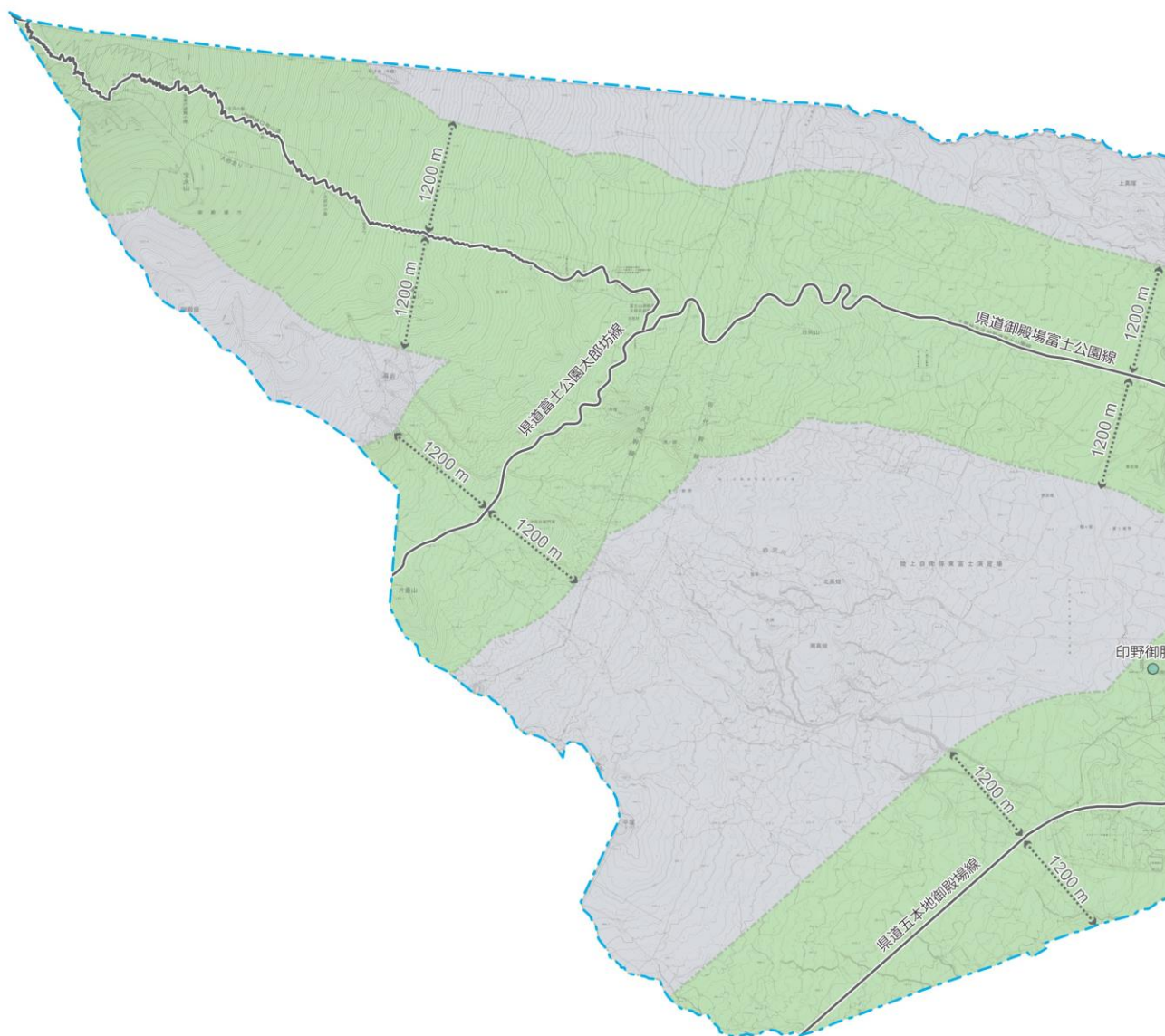
1-2 対象地域

屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限として、以下の地区で基準を定め、規制・誘導を行っていきます。

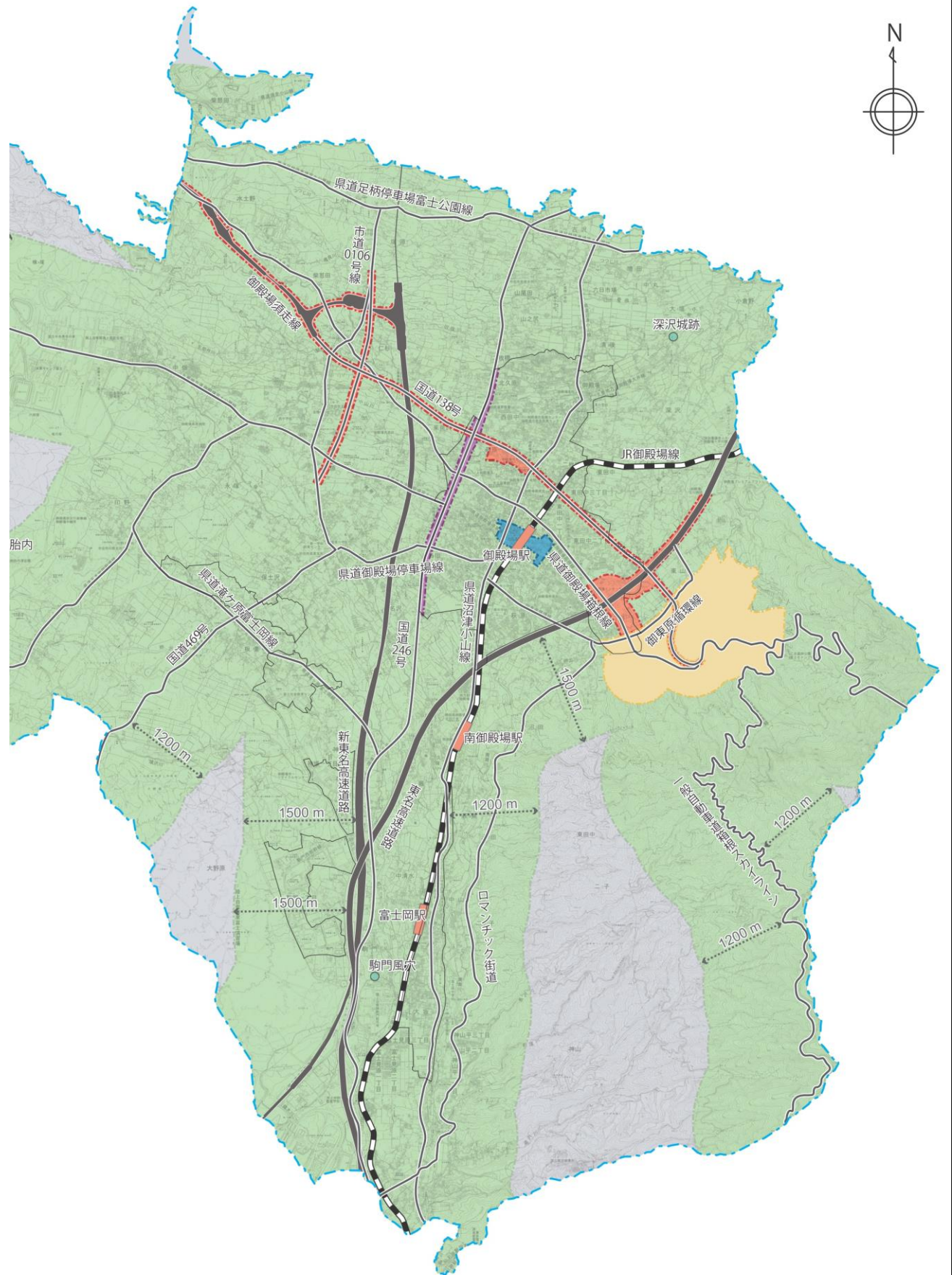
禁止地域 (一般広告物の提出を禁止する地域)	許可地域 (許可を受ければ一般広告物の掲出ができる地域)
①東山・二の岡地区	⑤御殿場駅周辺地区
②国道 138 号等沿道地区	⑥普通規制地区
③国道 246 号沿道地区	
④一般規制地区	



<<屋外広告物規制図>>



凡 例	
禁 止 地 域	東山・二の岡地区
	国道138号等沿道地区
	国道246号沿道地区
	一般規制地区
許 可 地 域	御殿場駅周辺地区
	普通規制地区





1-3 許可申請

自家広告物、案内広告物において、許可申請が必要な広告物は以下に示す通りです。

	東山・二の岡地区 国道138号等沿道地区 国道246号沿道地区 一般規制地区	御殿場駅周辺地区	普通規制地区
自家広告物	事業所等の敷地内における表示面積の合計が5㎡を超える場合	事業所等の敷地内における表示面積の合計が10㎡を超える場合	事業所等の敷地内における表示面積の合計が20㎡を超える場合
案内広告物	許可申請が必要	許可申請が必要	許可申請が必要
一般広告物	掲出不可	許可申請が必要	許可申請が必要

※自家広告物とは、店舗、事業所、営業所等に、自己の氏名や店名、営業内容等が表示されている広告物のことです。

※案内広告物とは、道標、案内図板その他公衆の利便に供することを目的とする広告物です。

※一般広告物とは、自家広告物や案内広告物以外のものを指します。

1-4 更新期間・猶予期間

現行の県条例と同様の更新期間とし、猶予期間は平成29年3月31日（施行日より3年間）までとします。

更新期間	猶予期間
・2年以内 ・簡易広告物は30日	・平成29年3月31日（施行日より3年間）

1-5 屋外広告物早期改善補助制度

良好な景観を形成するため屋外広告物の撤去、改修および移設に対する費用の一部を助成します。助成内容は、広告物の大きさや種類等によって異なりますので、下記内容を参照下さい。

●補助の対象となる事業

条例の施行の際に、適法に表示または設置されている屋外広告物で、条例の規定に適合しない屋外広告物を適合するように変更、改造、または撤去するもの。

●制度の期間

平成29年3月31日まで

●補助額

- ・50㎡以上の広告物については対象経費の1/3以内で、1広告あたり20万円を上限とする。
- ・50㎡未満の広告物については、初回更新手数料を免除とする。

1-6 許可基準

① 東山・二の岡地区

項目		基準				
共通事項	総量規制	一敷地当たりの屋外広告物等（自家広告物）の表示面積の合計は 30 ㎡以内とする				
	色彩基準	●色彩基準は以下の通りとする <table><tr><td>使用する色相</td><td>彩度</td></tr><tr><td>10YR</td><td>6 以下</td></tr></table> ※ただし、表示面積 3 分の 1 未満はこの限りではない （はり紙、はり札、立て看板等、広告旗は含まない）	使用する色相	彩度	10YR	6 以下
	使用する色相	彩度				
	10YR	6 以下				
	●写真、イラストを使用する場合は、表示面積の 3 分の 1 未満とする（案内図板）					
	●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）					
野立て広告塔・広告板	自家	●広告塔・広告板 高さ 地上 5m以下 表示面積 合計 15 ㎡以内				
	案内	●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10 km以内とする（やむを得ないものを除く） ●案内図板の相互間距離は、左右方向に 0.5m以上、前後方向に 5m以上とする ●高さ 地上 5m以下 ●表示面積 1 面 3 ㎡以内 （表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能） ●地図または矢印を表示すること ●板面の表示面積 3 分の 1 以上に、事業所等に誘導するための矢印または地図、距離その他必要な誘導案内（誘導先の事業所等の名称を除く）を表示するものとし、当該表示部分には、それ以外の文字、写真、イラストを表示しないこと ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置しないこと ●2 者以上が協同で設置する場合は 1 者あたり 1 面 2 ㎡以内かつ 1 面の合計が最大 10 ㎡以内 （表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能 その場合、裏側も 2 以上の者の協同看板とする）				
	一般	掲出不可				



① 東山・二の岡地区		
項目		基準
屋上に設置するもの	自家 案内 一般	掲出不可
壁面から突き出すもの	自家	●外壁からの出幅が 1.5m以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m以上、道路上は地上 4.7m以上 ●上端は壁面を越えないこと（建物の上に飛び出さない） ●表示面積 1面 15㎡以内
	案内 一般	掲出不可
壁面を利用するもの	自家	●壁面の端から突き出ないこと ●窓その他の開口部を覆わないこと ●壁面緑視率を 50%以上設ける場合、表示面積の 2 分の 1 以下は自由な色を使用して良いものとする（壁面緑視率の考え方についてはp.77～78 を参照） ●表示面積 【壁面の 1 面が 150㎡未満】 - 壁面面積の 5 分の 1 以内または 15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面の 1 面が 150㎡以上】 - 壁面の 1 面の面積に関係なく 30㎡以内
	案内 一般	掲出不可
塀を利用するもの	自家	●塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【塀の 1 面が 150㎡未満】 - 塀の面積の 5 分の 1 以内または 15㎡以内のどちらか大きい方とする 【塀の 1 面が 150㎡以上】 - 塀の 1 面の面積に関係なく 30㎡以内
	案内 一般	掲出不可
アーケードに添加するもの	自家 案内 一般	掲出不可

① 東山・二の岡地区

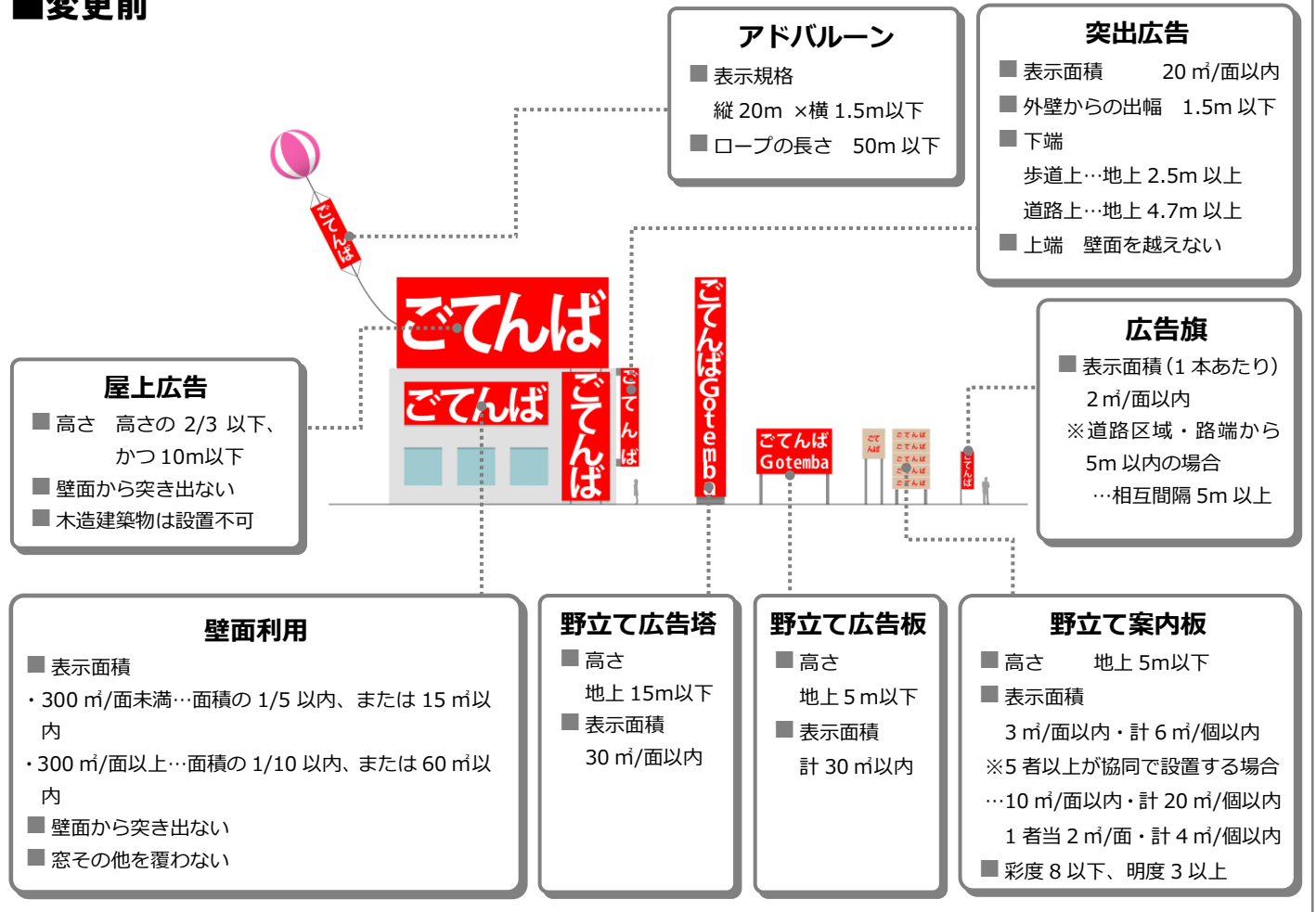
項目		基準
電柱・街灯柱等を利用するもの	自家	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内
	案内	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと
	一般	掲出不可
消火栓標識柱を利用するもの	自家	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個
	案内	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと
	一般	掲出不可



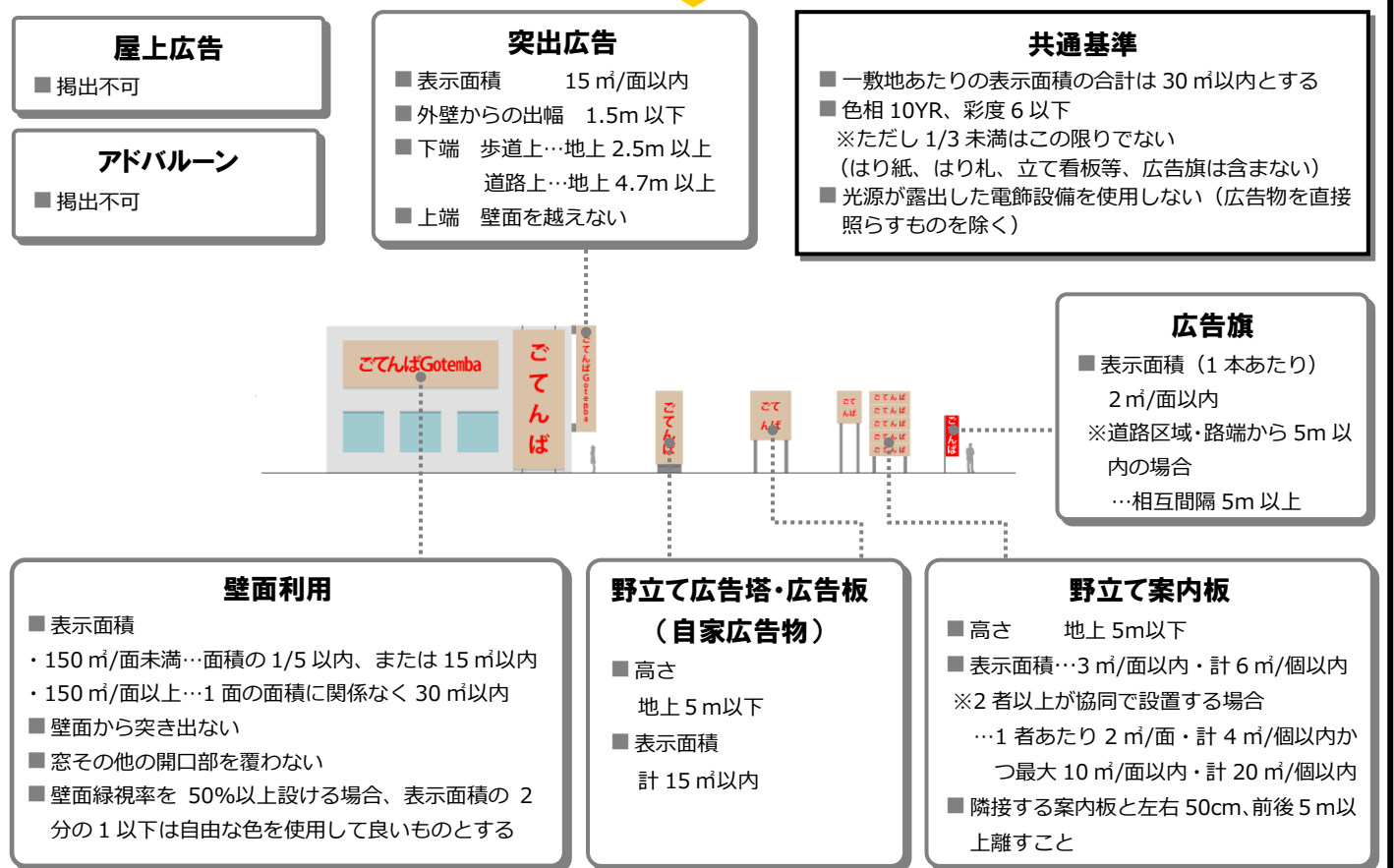
① 東山・二の岡地区		
項目		基準
はの紙・はの札 ・立て看板等	自家	●壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【壁面または塀の1面が150㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が150㎡以上】 1面の面積に関係なく30㎡以内
	案内一般	掲出不可
アドバルーン	自家 案内一般	掲出不可
広告幕・広告網	自家	●道路を横断するもの 幅1m以下、下端地上5m以上 ●壁面利用するもの 壁面の端から突き出ないこと、窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用するもの 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●壁面または塀を利用するもの <表示面積> 【壁面または塀の1面が150㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が150㎡以上】 1面の面積に関係なく30㎡以内 ●その他のもの 幅1.5m以下、1面30㎡以内
	案内一般	掲出不可
広告旗	自家	●1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 ●道路の区域および路端から5m以内の地域に表示・設置する場合、相互の間隔を5m以上とること
	案内一般	掲出不可

① 東山・二の岡地区

■変更前



■変更後（イメージ）





② 国道 138 号等沿道地区		
項目		基準
共通事項	色彩基準	●彩度 6 以下 ※ただし、表示面積 3 分の 1 未満はこの限りではない（はり紙、はり札、立て看板等、アドバルーン、広告旗は含まない）
		●写真、イラストを使用する場合は、表示面積の 3 分の 1 未満とする（案内図板）
野立て広告塔・広告板	自家	●広告塔 高さ 地上 15m以下 表示面積 1 面 30 m²以内 ●広告板 高さ 地上 5m以下 表示面積 合計 30 m²以内
	案内	●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内とする（やむを得ないものを除く） ●案内図板の相互間距離は、左右方向に 0.5m以上、前後方向に 5m以上とする ●高さ 地上 5m以下 ●表示面積 1 面 3 m²以内（表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能） ●地図または矢印を表示すること ●板面の表示面積 3 分の 1 以上に、事業所等に誘導するための矢印または地図、距離その他必要な誘導案内（誘導先の事業所等の名称を除く）を表示するものとし、当該表示部分には、それ以外の文字、写真、イラストを表示しないこと ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く） ●建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置しないこと ●2 者以上が協同で設置する場合は 1 者あたり 1 面 2 m²以内かつ 1 面の合計が最大 10 m²以内（表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能 その場合、裏側も 2 以上の者の協同看板とする）
	一般	掲出不可



② 国道 138 号等沿道地区		
項目		基準
屋上に設置するもの	自家	●建築物の壁面から突き出さないこと ●木造建築物には設置しないこと ●高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ10m以下 ●横の長さ≥高さ ●表示する文字の寸法 1文字2m以内（企業のロゴマーク内の文字も対象）
	案内一般	掲出不可
壁面から突き出すもの	自家	●外壁からの出幅が1.5m以下 ●下端 歩道上は地上2.5m以上、道路上は地上4.7m以上 ●上端は壁面を越えないこと（建物の上に飛び出さない） ●表示面積 1面20㎡以内
	案内一般	掲出不可
壁面を利用するもの	自家	●壁面の端から突き出ないこと ●窓その他の開口部を覆わないこと ●壁面緑視率を50%以上設ける場合、表示面積の2分の1以下は自由な色を使用して良いものとする（壁面緑視率の考え方についてはp.77～78を参照） ●表示面積 【壁面の1面が150㎡未満】 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面の1面が150㎡以上】 壁面の1面の面積に関係なく30㎡以内
	案内一般	掲出不可
塀を利用するもの	自家	●塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【塀の1面が150㎡未満】 塀の面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【塀の1面が150㎡以上】 塀の1面の面積に関係なく30㎡以内
	案内一般	掲出不可
アーケードに添加するもの	自家 案内	掲出不可



② 国道 138 号等沿道地区		
項目		基準
電柱・街灯柱等を利用するもの	自家	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内
	案内	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）
	一般	掲出不可
消火栓標識柱を利用するもの	自家	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個
	案内	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）
	一般	掲出不可

② 国道 138 号等沿道地区

項目		基準
はり紙・はり札・立て看板等	自家	●壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【壁面または塀の1面が150㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が150㎡以上】 1面の面積に関係なく30㎡以内
	案内一般	掲出不可
アドバルーン	自家	●表示規格 縦20m以下、横1.5m以下 ●ロープの長さ 取り付け箇所から50m以下
	案内一般	掲出不可
広告幕・広告網	自家	●道路を横断するもの 幅1m以下、下端地上5m以上 ●壁面利用するもの 壁面の端から突き出ないこと、窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用するもの 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●壁面または塀を利用するもの <表示面積> 【壁面または塀の1面が150㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が150㎡以上】 1面の面積に関係なく30㎡以内 ●その他のもの 幅1.5m以下、1面30㎡以内
	案内一般	掲出不可
広告旗	自家	●1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 ●道路の区域および路端から5m以内の地域に表示・設置する場合、相互の間隔を5m以上とること
	案内一般	掲出不可



③ 国道 246 号沿道地区		
項目		基準
共通事項	色彩基準	●彩度 14 未満（案内図板は彩度 8 以下） ※ただし、表示面積 3 分の 1 未満はこの限りではない（はり紙、はり札、立て看板等、アドバルーン、広告旗は含まない）
		●写真、イラストを使用する場合は、表示面積の 3 分の 1 未満とする（案内図板）
野立て広告塔・広告板	自家	●広告塔 高さ 地上 15m以下 表示面積 1 面 30 m²以内 ●広告板 高さ 地上 5m以下 表示面積 合計 30 m²以内
	案内	●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内とする（やむを得ないものを除く） ●案内図板の相互間距離は、左右方向に 0.5m以上、前後方向に 5m以上とする ●高さ 地上 5m以下 ●表示面積 1 面 3 m²以内（表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能） ●地図または矢印を表示すること ●板面の表示面積 3 分の 1 以上に、事業所等に誘導するための矢印または地図、距離その他必要な誘導案内（誘導先の事業所等の名称を除く）を表示するものとし、当該表示部分には、それ以外の文字、写真、イラストを表示しないこと ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●案内図板の地（文字、地図、矢印、写真およびイラスト以外の部分）の色彩は、彩度 8 以下 ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く） ●建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置しないこと ●2 者以上が協同で設置する場合は 1 者あたり 1 面 2 m²以内かつ 1 面の合計が最大 10 m²以内 （表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能 その場合、裏側も 2 以上の者の協同看板とする）
	一般	掲出不可



③ 国道 246 号沿道地区		
項目		基準
の 屋上に設置するもの	自家	●建築物の壁面から突き出さないこと ●木造建築物には設置しないこと ●高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ10m以下 ●横の長さ≧高さ ●表示する文字の寸法 1文字2m以内（企業のロゴマーク内の文字も対象）
	案内一般	掲出不可
の 壁面から突き出すもの	自家	●外壁からの出幅が1.5m以下 ●下端 歩道上は地上2.5m以上、道路上は地上4.7m以上 ●上端は壁面を越えないこと（建物の上に飛び出さない） ●表示面積 1面20㎡以内
	案内一般	掲出不可
の 壁面を利用するもの	自家	●壁面の端から突き出ないこと ●窓その他の開口部を覆わないこと ●壁面緑視率を50%以上設ける場合、表示面積の2分の1以下は自由な色を使用して良いものとする（壁面緑視率の考え方についてはp.77～78を参照） ●表示面積 【壁面の1面が300㎡未満】 壁面面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面の1面が300㎡以上】 壁面面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする
	案内一般	掲出不可
の 塀を利用するもの	自家	●塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【塀の1面が300㎡未満】 塀の面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【塀の1面が300㎡以上】 塀の面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする
	案内一般	掲出不可
の アーケードに 添加するもの	自家 案内 一般	掲出不可

③ 国道246号沿道地区

項目		基準
電柱・街灯柱等を利用するもの	自家	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内
	案内	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内 ●案内図板の地（文字、地図、矢印、写真およびイラスト以外の部分）の色彩は、彩度 8 以下 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）
	一般	掲出不可
消火栓標識柱を利用するもの	自家	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個
	案内	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個 ●案内図板の地（文字、地図、矢印、写真およびイラスト以外の部分）の色彩は、彩度 8 以下 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）
	一般	掲出不可



③ 国道 246 号沿道地区		
項目		基準
はり紙・はり札・立て看板等	自家	●壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【壁面または塀の1面が300㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が300㎡以上】 面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする
	案内一般	掲出不可
アドバルーン	自家	●表示規格 縦 20m 以下、横 1.5m 以下 ●ロープの長さ 取り付け箇所から 50m 以下
	案内一般	掲出不可
広告幕・広告網	自家	●道路を横断するもの 幅 1m 以下、下端 地上 5m 以上 ●壁面利用するもの 壁面の端から突き出ないこと、窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用するもの 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●壁面または塀を利用するもの <表示面積> 【壁面または塀の1面が300㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が300㎡以上】 面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする ●その他のもの 幅 1.5m以下、1面 30㎡以内
	案内一般	掲出不可
広告旗	自家	●1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 ●道路の区域および路端から5m以内の地域に表示・設置する場合、相互の間隔を5m以上とること
	案内一般	掲出不可

③ 国道 246 号沿道地区

■変更前

アドバルーン

- 表示規格
縦 20m × 横 1.5m 以下
- ロープの長さ 50m 以下

屋上広告

- 高さ 高さの 2/3 以下、かつ 10m 以下
- 壁面から突き出ない
- 木造建築物は設置不可

壁面利用

- 表示面積
・ 300 m²/面未満…面積の 1/5 以内、または 15 m² 以内
- ・ 300 m²/面以上…面積の 1/10 以内、または 60 m² 以内
- 壁面から突き出ない
- 窓その他を覆わない

野立て広告塔

- 高さ 地上 15m 以下
- 表示面積 30 m²/面以内

野立て広告板

- 高さ 地上 5m 以下
- 表示面積 計 30 m² 以内

突出広告

- 表示面積 20 m²/面以内
- 外壁からの出幅 1.5m 以下
- 下端
歩道上…地上 2.5m 以上
道路上…地上 4.7m 以上
- 上端 壁面を越えない

広告旗

- 表示面積 (1 本あたり) 2 m²/面以内
- ※ 道路区域・路端から 5m 以内の場合…相互間隔 5m 以上

野立て案内板

- 高さ 地上 5m 以下
- 表示面積 3 m²/面以内・計 6 m²/個以内
- ※ 5 者以上が協同で設置する場合…10 m²/面以内・計 20 m²/個以内
- 1 者当 2 m²/面・計 4 m²/個以内
- 彩度 8 以下、明度 3 以上

■変更後（イメージ）

屋上広告

- 高さ 高さの 2/3 以下、かつ 10m 以下
- 横の長さ ≥ 高さ
- 表示する文字の寸法 1 文字 2m 以内 (企業印[®]内の文字も対象)
- 壁面から突き出ない
- 木造建築物は設置不可

壁面利用

- 表示面積
・ 300 m²/面未満…面積の 1/5 以内、または 15 m² 以内
- ・ 300 m²/面以上…面積の 1/10 以内、または 60 m² 以内
- 壁面から突き出ない
- 窓その他の開口部を覆わない
- 壁面緑視率を 50% 以上設ける場合、表示面積の 2 分の 1 以下は自由な色を使用して良いものとする

アドバルーン

- 表示規格
縦 20m 以下 × 横 1.5m 以下
- ロープの長さ 50m 以下

共通基準

- 彩度 14 未満 (案内板については、彩度 8 以下)
- ※ ただし 1/3 未満はこの限りでない (はり紙、はり札、立て看板等、アドバルーン、広告旗は含まない)

野立て広告板 (自家広告物)

- 高さ 地上 5m 以下
- 表示面積 計 30 m² 以内

広告旗

- 表示面積 (1 本あたり) 2 m²/面以内
- ※ 道路区域・路端から 5m 以内の場合…相互間隔 5m 以上

突出広告

- 表示面積 20 m²/面以内
- 外壁からの出幅 1.5m 以下
- 下端
歩道上…地上 2.5m 以上
道路上…地上 4.7m 以上
- 上端 壁面を越えない

野立て広告塔 (自家広告物)

- 高さ 地上 15m 以下
- 表示面積 30 m²/面以内

野立て案内板

- 高さ 地上 5m 以下
- 表示面積 3 m²/面以内・計 6 m²/個以内
- ※ 2 者以上が協同で設置する場合…1 者あたり 2 m²/面・計 4 m²/個以内かつ最大 10 m²/面以内・計 20 m²/個以内
- 隣接する案内板と左右 50cm、前後 5m 以上離すこと



④ 一般規制地区		
項目		基準
野立て広告塔・広告板	自家	● 広告塔 高さ 地上 15m以下 表示面積 1面 30㎡以内 ● 広告板 高さ 地上 5m以下 表示面積 合計 30㎡以内
	案内	● 事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ● 案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内とする（やむを得ないものを除く） ● 案内図板の相互間距離は、左右方向に 0.5m以上、前後方向に 5m以上とする ● 高さ 地上 5m以下 ● 表示面積 1面 3㎡以内（表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能） ● 地図または矢印を表示すること ● 板面の表示面積 3分の1以上に、事業所等に誘導するための矢印または地図、距離その他必要な誘導案内（誘導先の事業所等の名称を除く）を表示するものとし、当該表示部分には、それ以外の文字、写真、イラストを表示しないこと ● 写真、イラストを使用する場合は、表示面積の3分の1未満であり、かつ、写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ● 案内図板の地（文字、地図、矢印、写真およびイラスト以外の部分）の色彩は、彩度8以下 ● 動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く） ● 建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置しないこと ● 2者以上が協同で設置する場合は 1者あたり1面 2㎡以内かつ1面の合計が最大 10㎡以内 （表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能 その場合、裏側も2以上の者の協同看板とする）
	一般	掲出不可
屋上に設置するもの	自家	● 建築物の壁面から突き出さないこと ● 木造建築物には設置しないこと ● 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ 10m以下
	案内一般	掲出不可

④ 一般規制地区

項目		基準
突き出すもの 壁面から	自家	●外壁からの出幅が 1.5m以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m以上、道路上は地上 4.7m以上 ●上端は壁面を越えないこと（建物の上に飛び出さない） ●表示面積 1面 20㎡以内
	案内一般	掲出不可
壁面を利用するもの	自家	●壁面の端から突き出ないこと ●窓その他の開口部を覆わないこと ●表示面積 【壁面の1面が 300㎡未満】 - 壁面面積の 5分の1 以内または 15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面の1面が 300㎡以上】 - 壁面面積の 10分の1 以内または 60㎡以内のどちらか大きい方とする
	案内一般	掲出不可
塀を利用するもの	自家	●塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【塀の1面が 300㎡未満】 - 塀の面積の 5分の1 以内または 15㎡以内のどちらか大きい方とする 【塀の1面が 300㎡以上】 - 塀の面積の 10分の1 以内または 60㎡以内のどちらか大きい方とする
	案内一般	掲出不可
アーケードに 添加するもの	自家 案内	掲出不可
電柱・街灯柱等を利用 するもの	自家	●突き出すもの - 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 - 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 - 個数 電柱等 1本につき 1個 ●巻きつけるもの - 電柱等 1本あたり 表示面積 合計 1㎡以内



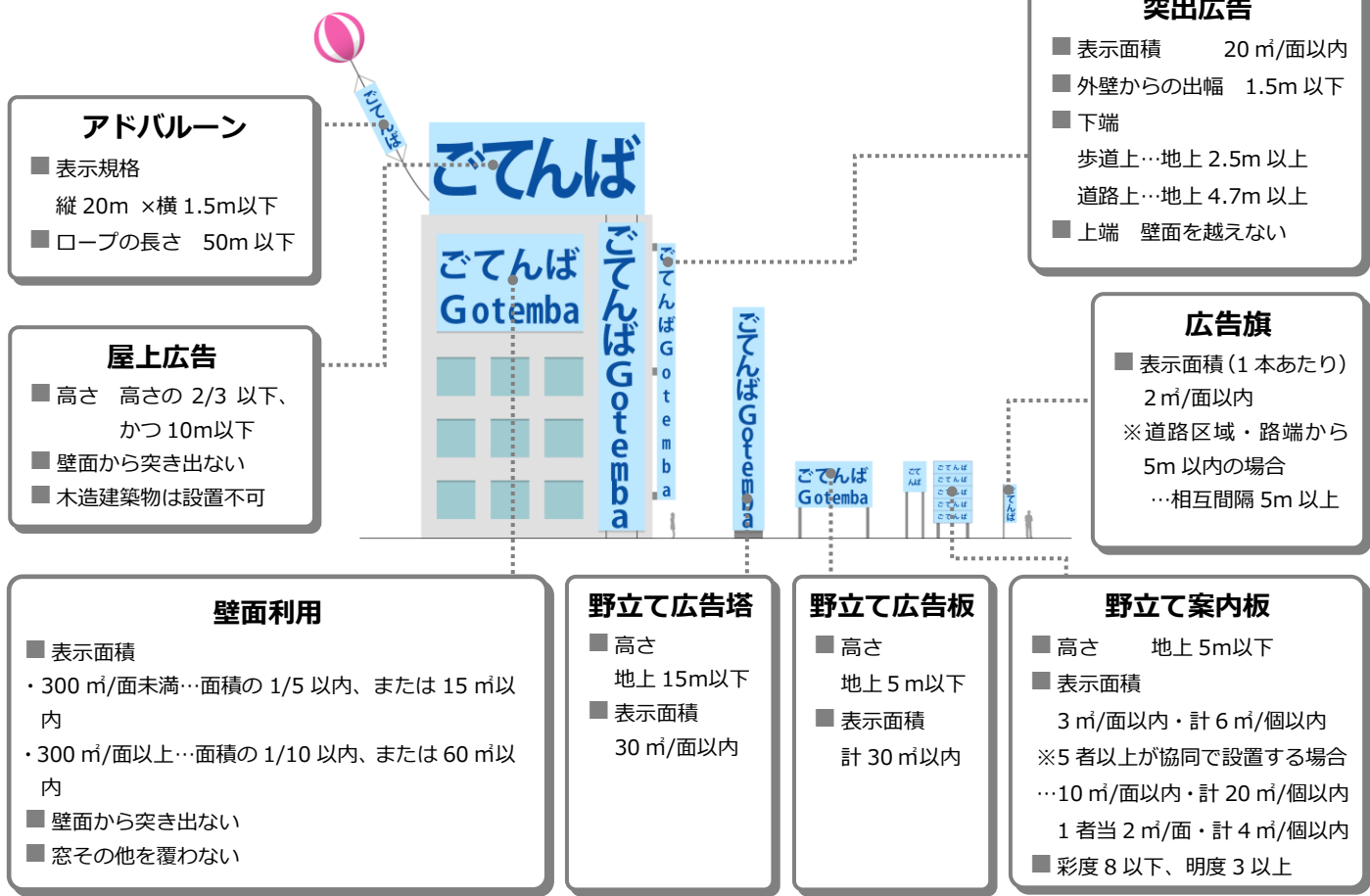
④ 一般規制地区		
項目	基準	
電柱・街灯柱等を利用するもの	案内	●突き出すもの 表示規格 縦 1.2m 以下、横 0.4m 以下 下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 個数 電柱等 1 本につき 1 個 ●巻きつけるもの 電柱等 1 本あたり 表示面積 合計 1 m²以内 ●案内図板の地（文字、地図、矢印、写真およびイラスト以外の部分）の色彩は、彩度 8 以下 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真、イラストを使用する場合は、表示面積の 3 分の 1 未満であり、かつ、写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）
	一般	掲出不可
消火栓標識柱を利用するもの	自家	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個
	案内	●表示規格 縦 0.4m 以下、横 0.8m 以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m 以上、道路上は地上 4.7m 以上 ●個数 消火栓標識柱 1 本につき 1 個 ●案内図板の地（文字、地図、矢印、写真およびイラスト以外の部分）の色彩は、彩度 8 以下 ●事業所、営業所、作業場等が主要な道路に面していない等のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内、誘導するために設置すること ●地図または矢印を表示すること ●案内図板等の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km 以内とする（やむを得ないものを除く） ●写真、イラストを使用する場合は、表示面積の 3 分の 1 未満であり、かつ、写真およびイラスト上に、文字、地図および矢印を表示しないこと ●動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したものを使用しないこと（広告物を直接照らすものを除く）
	一般	掲出不可

④ 一般規制地区

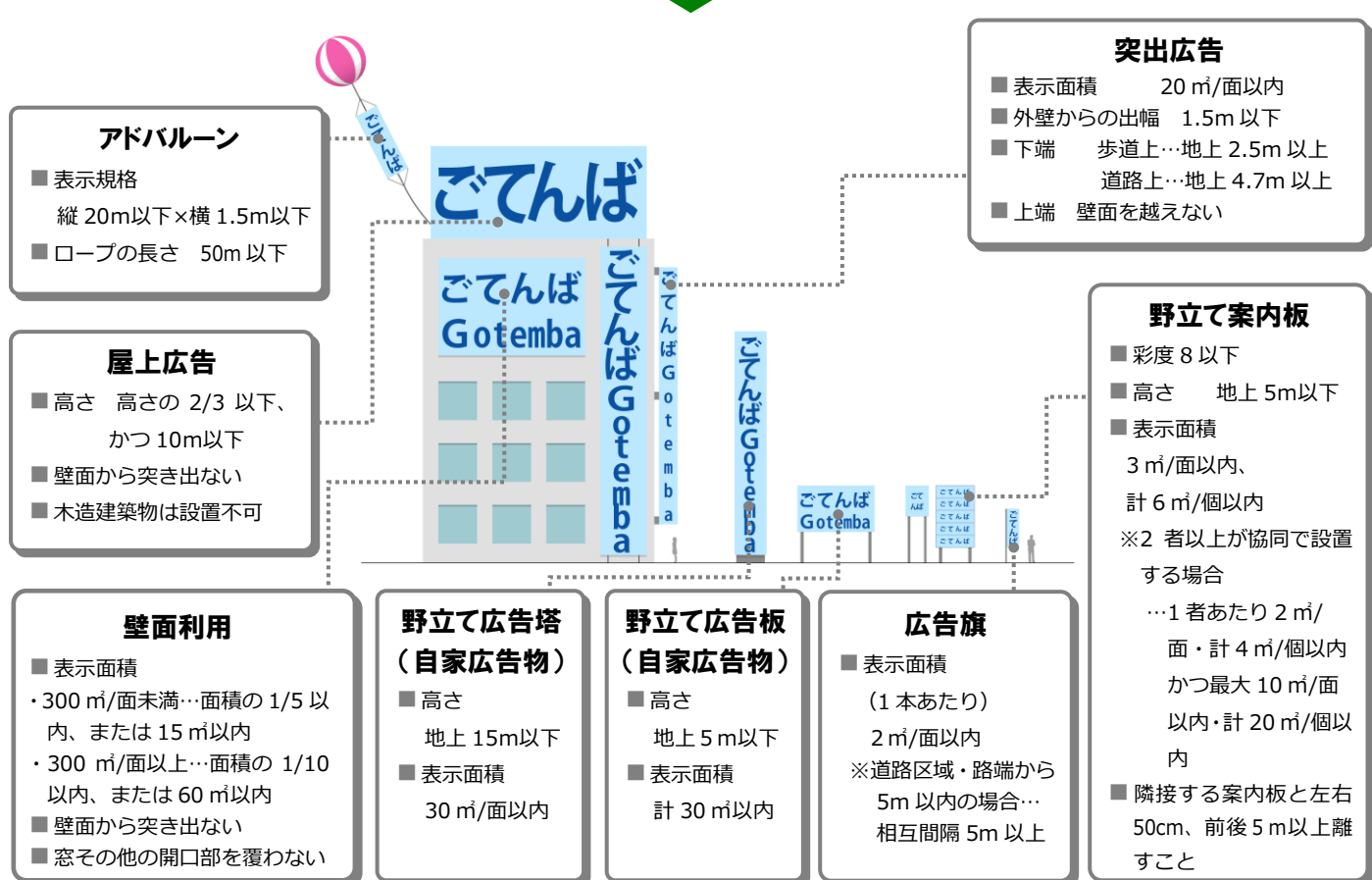
項目		基準
はり紙・はり札・立て看板等	自家	●壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【壁面または塀の1面が300㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が300㎡以上】 面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする
	案内一般	掲出不可
アドバルーン	自家	●表示規格 縦20m以下、横1.5m以下 ●ロープの長さ 取り付け箇所から50m以下
	案内一般	掲出不可
広告幕・広告網	自家	●道路を横断するもの 幅1m以下、下端地上5m以上 ●壁面利用するもの 壁面の端から突き出ないこと、窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用するもの 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●壁面または塀を利用するもの <表示面積> 【壁面または塀の1面が300㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が300㎡以上】 面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする ●その他のもの 幅1.5m以下、1面30㎡以内
	案内一般	掲出不可
広告旗	自家	●1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 ●道路の区域および路端から5m以内の地域に表示・設置する場合、相互の間隔を5m以上とること
	案内一般	掲出不可

④ 一般規制地区

■変更前



■変更後（イメージ）



⑤ 御殿場駅周辺地区		
項目		基準
共通事項	色彩基準	●彩度 8 以下 ※ただし、表示面積 3 分の 1 未満はこの限りではない（はり紙、はり札、立て看板等、アドバルーン、広告旗は含まない）
野立て広告塔・広告板	自家	●広告塔 高さ 地上 12m以下 表示面積 1 面 30 m²以内 ●広告板 高さ 地上 5m以下 表示面積 合計 30 m²以内
	案内一般	●高さ 地上 5m以下 ●表示面積 1 面 5 m²以内
屋上に設置するもの	自家案内一般	●建築物の壁面から突き出さないこと ●木造建築物には設置しないこと ●高さ 建築物の高さの 3 分の 2 以下、かつ 10m以下 ※下記地区（景観計画 p.86 参照）については、地上からの高さを以下の通りとする A 地区：地上より 18m以下 B 地区：地上より 15m以下 C 地区：地上より 12m以下 ●横の長さ ≥ 高さ ●屋根へ直接書くことは禁止とする ●表示する文字の寸法 1 文字 2m以内（企業のロゴマーク内の文字も対象）
突き出すもの 壁面から	自家案内一般	●外壁からの出幅が 1.5m以下 ●下端 歩道上は地上 2.5m以上、道路上は地上 4.7m以上 ●上端は壁面を越えないこと（建物の上に飛び出さない） ●表示面積 1 面 20 m²以内
壁面を利用するもの	自家案内一般	●壁面の端から突き出ないこと ●窓その他の開口部を覆わないこと ●壁面緑視率を 50%以上設ける場合、表示面積の 2 分の 1 以下は自由な色を使用して良いものとする（壁面緑視率の考え方については p.77～78 を参照） ●表示面積 【壁面の 1 面が 300 m²未満】 壁面面積の 5 分の 1 以内または 15 m²以内のどちらか大きい方とする 【壁面の 1 面が 300 m²以上】 壁面面積の 10 分の 1 以内または 60 m²以内のどちらか大きい方とする



⑤ 御殿場駅周辺地区		
項目		基準
塀を利用するもの	自家案内一般	●塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【塀の1面が300㎡未満】 塀の面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【塀の1面が300㎡以上】 塀の面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする
アーケードに追加するもの	自家案内一般	●表示規格 縦0.4m以下、横1.35m以下、幅0.3m以下 ●同一街区では同一規格とする ●下端 地上2.5m以上
電柱・街灯柱等を利用するもの	自家案内一般	●突き出すもの 表示規格 縦1.2m以下、横0.4m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上、道路上は地上4.7m以上 個数 電柱等1本につき1個 ●巻きつけるもの 電柱等1本あたり 表示面積 合計1㎡以内
消火栓標識柱を利用するもの	自家案内一般	●表示規格 縦0.4m以下、横0.8m以下 ●下端 歩道上は地上2.5m以上、道路上は地上4.7m以上 ●個数 消火栓標識柱1本につき1個
はり紙・はり札・立て看板等	自家案内一般	●壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 【壁面または塀の1面が300㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が300㎡以上】 面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする
アドバルーン	自家案内一般	●表示規格 縦20m以下、横1.5m以下 ●ロープの長さ 取り付け箇所から50m以下

⑤ 御殿場駅周辺地区

項目		基準
広告幕・広告網	自家案内一般	●道路を横断するもの 幅 1m 以下、下端 地上 5m 以上 ●壁面利用するもの 壁面の端から突き出ないこと、窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用するもの 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●壁面または塀を利用するもの ＜表示面積＞ 【壁面または塀の 1 面が 300 m²未満】 面積の 5 分の 1 以内または 15 m²以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の 1 面が 300 m²以上】 面積の 10 分の 1 以内または 60 m²以内のどちらか大きい方とする ●その他のもの 幅 1.5m以下、1 面 30 m²以内
広告旗	自家案内一般	●1 本あたりの表示面積 1 面につき 2 m²以内 ●道路の区域および路端から 5m 以内の地域に表示・設置する場合、相互の間隔を 5m 以上とること

⑤ 御殿場駅周辺地区

■変更前

アドバルーン

- 表示規格
 - 縦 20m ×横 1.5m以下
 - ロープの長さ 50m 以下

屋上広告

- 高さ 高さの 2/3 以下、かつ 15m以下
- 壁面から突き出ない
- 木造建築物は設置不可

壁面利用

- 表示面積
 - ・ 300 m²/面未満…面積の 1/5 以内、または 15 m²以内
 - ・ 300 m²/面以上…面積の 1/10 以内、または 60 m²以内
- 壁面から突き出ない
- 窓その他を覆わない

野立て広告塔

- 高さ 地上 15m以下
- 表示面積 30 m²/面以内

野立て広告板

- 高さ 地上 5 m以下
- 表示面積 計 30 m²以内

野立て案内板

- 高さ 地上 5m以下
- 表示面積
 - 5 m²/面以内・計 10 m²/個以内
 - ※5 者以上が協同で設置する場合…15 m²/面以内・計 30 m²/個以内
 - 1 者当 3 m²/面・計 6 m²/個以内

突出広告

- 表示面積 20 m²/面以内
- 外壁からの出幅 1.5m 以下
- 下端
 - 歩道上…地上 2.5m 以上
 - 道路上…地上 4.7m 以上
- 上端 壁面を越えない

広告旗

- 表示面積 (1 本あたり) 2 m²/面以内
- ※道路区域・路端から 5m 以内の場合…相互間隔 5m 以上

■変更後（イメージ）

アドバルーン

- 表示規格
 - 縦 20m以下×横 1.5m以下
 - ロープの長さ 50m 以下

屋上広告

- 高さ 高さの 2/3 以下、かつ 10m以下
- 横の長さ≧高さ
- 表示する文字の寸法 1 文字 2 m以内 (企業ロゴ内の文字も対象)
- 壁面から突き出ない
- 木造建築物は設置不可

壁面利用

- 表示面積
 - ・ 300 m²/面未満…面積の 1/5 以内、または 15 m²以内
 - ・ 300 m²/面以上…面積の 1/10 以内、または 60 m²以内
- 壁面から突き出ない
- 窓その他の開口部を覆わない
- 壁面緑視率を 50%以上設ける場合、表示面積の 2 分の 1 以下は自由な色を使用して良いものとする

野立て広告塔 (自家広告物)

- 高さ 地上 12m以下
- 表示面積 30 m²/面以内

野立て広告板 (自家広告物)

- 高さ 地上 5 m以下
- 表示面積 計 30 m²以内

野立て広告塔・広告板 (案内・一般広告物)

- 高さ 地上 5m以下
- 表示面積 5 m²/面以内

共通基準

- 彩度 8 以下
- ※ただし 1/3 未満はこの限りでない (はり紙・はり札・立て看板等、アドバルーン、広告旗は含まない)

突出広告

- 表示面積 20 m²/面以内
- 外壁からの出幅 1.5m 以下
- 下端
 - 歩道上…地上 2.5m 以上
 - 道路上…地上 4.7m 以上
- 上端 壁面を越えない

広告旗

- 表示面積 (1 本あたり) 2 m²/面以内
- ※道路区域・路端から 5m 以内の場合…相互間隔 5m 以上

⑥ 普通規制地区		
項目		基準
野立て広告塔・ 広告板	自家 案内 一般	● 広告塔 高さ 地上 15m以下 表示面積 1面 30㎡以内 ● 広告板 高さ 地上 5m以下 表示面積 合計 30㎡以内
屋上に設置 するもの	自家 案内 一般	● 建築物の壁面から突き出さないこと ● 木造建築物には設置しないこと ● 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ 15m以下
壁面から突 き出すもの	自家 案内 一般	● 外壁からの出幅が 1.5m以下 ● 下端 歩道上は地上 2.5m以上、道路上は地上 4.7m以上 ● 上端は壁面を越えないこと（建物の上に飛び出さない）
壁面を利用 するもの	自家 案内 一般	● 壁面の端から突き出ないこと ● 窓その他の開口部を覆わないこと ● 表示面積 壁面の1面の面積に関係なく、壁面面積の5分の1以内または 15㎡以内のどちらか大きい方とする
塀を利用 するもの	自家 案内 一般	● 塀の上端および両側端から突き出ないこと ● 表示面積 塀の1面の面積に関係なく、塀の面積の5分の1以内または 15㎡以内のどちらか大きい方とする
アーケードに 添加するもの	自家 案内 案内	● 表示規格 縦 0.4m以下、横 1.35m以下、幅 0.3m以下 ● 同一街区では同一規格とする ● 下端 地上 2.5m以上
電柱・街灯柱等を 利用するもの	自家 案内 一般	● 突き出すもの 表示規格 縦 1.2m以下、横 0.4m以下 下端 歩道上は地上 2.5m以上、道路上は地上 4.7m以上 個数 電柱等 1本につき 1個 ● 巻きつけるもの 電柱等 1本あたり 表示面積 合計 1㎡以内
消火栓標識柱を 利用するもの	自家 案内 一般	● 表示規格 縦 0.4m以下、横 0.8m以下 ● 下端 歩道上は地上 2.5m以上、道路上は地上 4.7m以上 ● 個数 消火栓標識柱 1本につき 1個

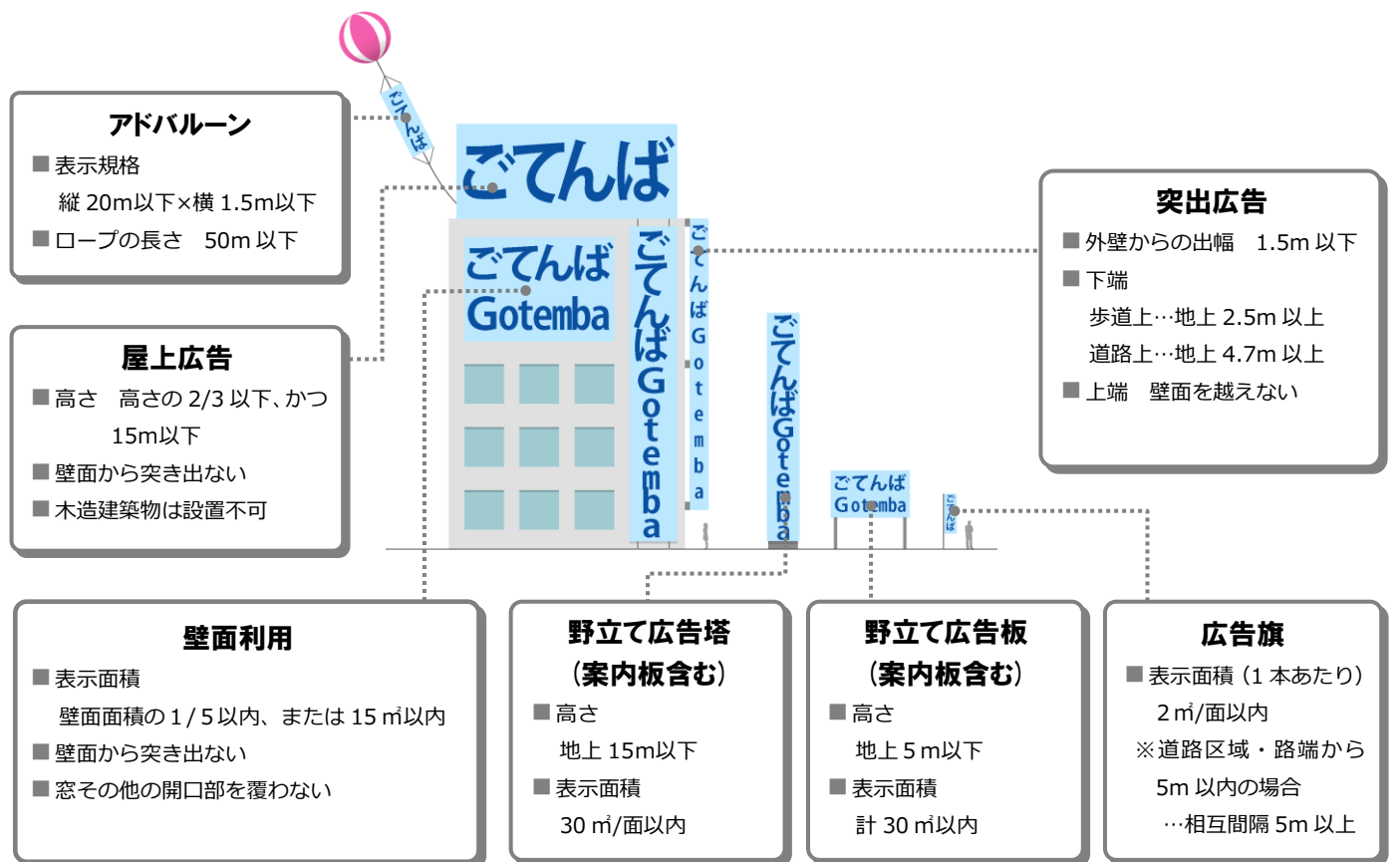


⑥ 普通規制地区		
項目		基準
はり紙・はり札・立て看板等	自家案内一般	●壁面利用 壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●表示面積 壁面または塀の1面の面積に関係なく、面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする
アドバルーン	自家案内一般	●表示規格 縦 20m 以下、横 1.5m 以下 ●ロープの長さ 取り付け箇所から 50m 以下
広告幕・広告網	自家案内一般	●道路を横断するもの 幅 1m 以下、下端 地上 5m 以上 ●壁面利用するもの 壁面の端から突き出ないこと、窓その他の開口部を覆わないこと ●塀利用するもの 塀の上端および両側端から突き出ないこと ●壁面または塀を利用するもの ＜表示面積＞ 【壁面または塀の1面が300㎡未満】 面積の5分の1以内または15㎡以内のどちらか大きい方とする 【壁面または塀の1面が300㎡以上】 面積の10分の1以内または60㎡以内のどちらか大きい方とする ●その他のもの 幅 1.5m 以下、1面 30㎡以内
広告旗	自家案内一般	●1本あたりの表示面積 1面につき2㎡以内 ●道路の区域および路端から5m以内の地域に表示・設置する場合、相互の間隔を5m以上とること

■変更前

規 制 な し

■変更後（イメージ）



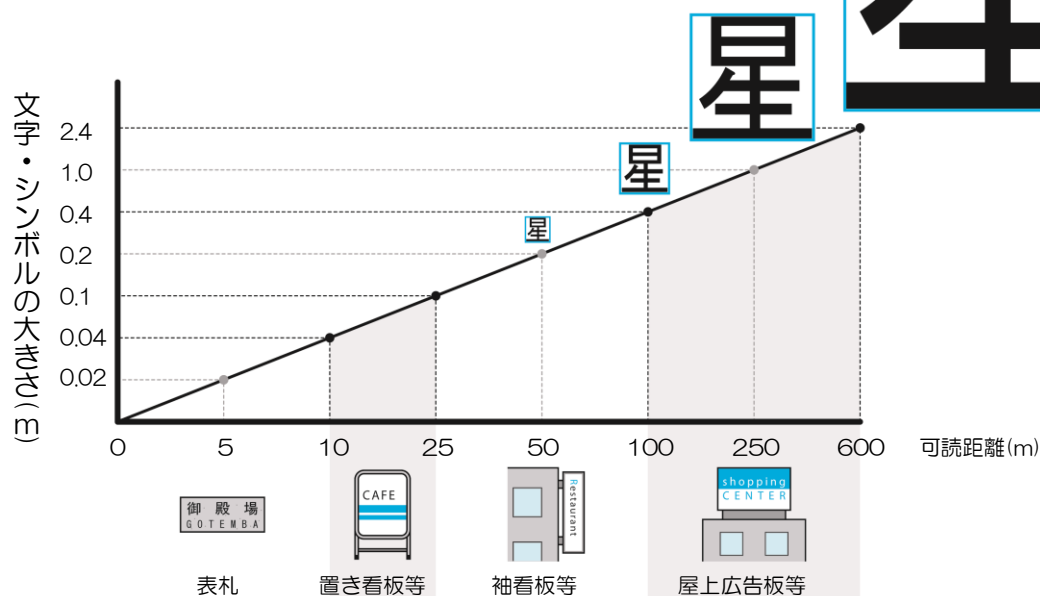


～屋外広告物の文字の大きさ～

屋 外広告物の文字の大きさは、「文字の高さ×250＝可読距離」で大きさの目安を算出することができます。

例えば、下記の表より、可読距離が100mの場合、文字の高さは40cmあれば良いことになります（漢字9画の場合）。英文文字については、和文文字の75%の大きさがあれば良いことになりますので、30cm程度になります。

星



＜参考：屋外広告の知識 2 デザイン編 ぎょうせい

ひと目でわかるシンボルサイン 交通エコロジーモビリティ財団＞